



神照寺木造懸仏

三面

指定 昭和六十二年三月三十一日

所在地 いわき市平下神谷字宿

所有者 神照寺

室町時代(十六世紀)

鏡板径 各八〇・〇cm

神照寺には、大型な三面の懸仏が現存する。三面ともほぼ同様の形状、構造を示している。鏡板周縁に二重の覆輪をつけ、その内側に二重の圈線をめぐらし、内外区を分ける。外区には、笠鉦飾を等間隔に配し、内区中央に本体像をおき、その上方に日月を配している。本体像は禪定印を結ぶ釈迦如来、定印を結ぶ阿弥陀如来、両手首より先を欠失する如来形(薬師如来)である。いずれも蓮台上に坐し、両袖先を台座の両脇に長く垂らしているのが特徴的である。勝行院の木造釈迦如来坐像(県指定、円通寺の木造聖観音菩薩坐像(県指定)に次ぐ、いわゆる垂下様式で、市内の垂下様式仏像彫刻史上の展開過程を示している。各鏡板は左右に三材を刳ぎ、前面に漆箔を施す。本体像は、一材で彫りだし、内刳りは施さない。如来形像を除いて、他は両手前膊袖口部を別材とし、両手を一材で彫出し各袖口に差し込んでいる。漆箔とし、背面の銅線で鏡板に固定している。三面とも同時期の造立と考えられるが、本体像の表現には多少の違いがある。釈迦如来は幅広い体軀の造形も調和が保たれ、面部や胸腹部の肉付きもゆつたりしている。それに対して他の二像は、表情に拙さがみられ、衣文の彫出にも形式的な固さが残る。これらの相違は、作者の違いによって生まれたものと思われる。

神照寺は、花園神社の別当であった。花園神社は文禄五年(一五九六)常陸の車城主・好間三郎兵衛が岩城に所替になったとき、氏神として常陸花園権現より勧請したといわれる。現在、神照寺には、文禄五年造立の愛染明王像が伝えられている。



木造扁額「禪勝山」「龍門寺」

二面

指定 平成元年三月二十五日

所在地 いわき市平下荒川字諏訪下

所有者 龍門寺

安土桃山時代・天正十六年(一五八八)

禪勝山 縦 四六・六cm、横 一〇四・七cm

龍門寺 縦 五二・五cm、横 一〇〇・三cm

「禪勝山」は山号額で、檜板に隸書体で陰刻され、中門に掲げられていたという。現在は本堂内に保管されており、正面は黒漆仕上げ、裏面に次のような陰刻銘がある。

当山九代且陽清寅大和尚寄附之

大檀那平常隆廿一歳突葉

連枝億千歳

千時天正十六國書年八月上浣日(花押)

天正十六年(一五八八)戊(著雍)子(困敦)八月上旬(上浣日)に、岩城常隆が家門の繁栄を祈願して寄進したものである。連枝億千歳(代々木の枝が連なるようになく繁栄が続くこと)を願って、菩提寺に寄進した背景には、常隆の病弱を裏付ける証拠となる。天正十八年(一五九〇)八月、小田原参陣の帰途、相州鎌倉郡星谷(神奈川県座間市)で病没した常隆の死没年令を確定する資料である。

また「龍門寺」扁額は、楼門(市指定)正面に掲げてある。檜板に陰刻し、胡粉と朱色が残っているが、長年の風化でいたみが著しい。この扁額は、寺伝『自他門由緒記』に「文亀の間に当りて、左馬頭源朝臣政氏額を書して龍門寺三代閑媛に賜うすなわち山門に掛く、政氏は尊氏將軍の四男基氏六代の後胤なり」とあるように、古河公方・足利政氏(一四六六―一五三三)の筆である。政氏は岩城盛隆・由隆の援助を得て、権力を保持していた公方である。



猿楽面及猿田彦面

五面

指定 平成四年三月二十七日

所在地 いわき市平神谷字石脇

所有者 出羽神社

猿楽面 室町時代

猿田彦面 江戸時代中期

猿楽面のうち「猿閉菌見」は鬼神系の面で、杓又は松材が用いられ、鼻部を欠損する。制作年代は室町末期とみられる。「安達女」は能「黒塚」の鬼女の面で、材質は杓又は松材で、「猿閉菌見」と同様の地方色の強い作風をみせ、制作年代は室町末期とみられる。「阿屋加志」は能の妖気を現す男面で、能「船弁慶」に登場する。材質は杓で、制作年代は室町時代と考えられる。「老荷大悪尉」は神や怨霊等に用いられる老翁面であり、材質は桐で、制作年代は江戸時代中期と考えられている。「猿田彦」は記紀神話に登場する神で、天孫降臨の際に先頭に立ち道案内を務めたことで知られ、容貌魁偉で長大な鼻を特徴とする。材質は桐で、制作年代は江戸時代中期と考えられる。なお「猿田彦」の裏面には朱書銘が認められる。

出羽神社誌によると、享保四年(二七一九)に内藤政栄(ろせい)は、神主・佐藤和泉守の願いにより能面の修復を行った。また享保五年(二七二〇)には、出目洞白作の「猿田彦」面が奉納されたことが知られる。その後、享保十年(二七二五)に盗賊が押し入り「老荷大悪尉」と「猿田彦」面が盗まれたので、出目洞白にその模刻を作らせ奉納した。

出目洞白とは、現在のいわき市泉町出身の水野谷加兵衛で、能面師の名門である大野出目家の養子となって四代目を継いだ人物である。しかし、洞白は正徳五年(一七一五)に没している。内藤政栄の注文を請け、実際に面を制作したのは大野出目五代洞水満矩である。



黒漆塗金蒔絵葵紋几帳 くろしつぬきんまゐりあおいもんまじょう 一具

指定 平成四年三月二十七日

所在地 いわき市平山崎字梅福山

所有者 専称寺

江戸時代

高さ 一五九・三cm、幅 一九一・〇cm

この几帳は、祐天上人(二六三七～一七一八)に厚く帰依した五代將軍綱吉の養女竹姫(？～一七七二)が、江戸・目黒の祐天寺に寄進した宝物の一つである。その後この几帳は、祐天寺住職を隠居した上仁井田村(四倉町上仁井田)出身の祐海上人(二六八一～一七六〇)によって延享四年(一七四七)に、柱隠しと共に故郷の専称寺に奉納された。その時の寄進状には水引と記されているが、几帳とも呼ばれ室内の間仕切りなどに使われる。部屋を飾る調度品でもある衣桁(いこう)と同じものである。

この几帳は鳥居状の衣桁架形を呈し、材料には檜を用い、上段・中・下・立・足台の部材の組み合わせで、黒漆塗りの金蒔絵に三葉葵紋五十四個を散らしている。組み合わせ部分は銅板金具で巻き、金具は葵紋・唐草紋によって装飾され、地には魚子(うなぎ)を打ち出している。現在でも漆塗や蒔絵は損傷もなく精巧さを保っており、いかにこの品が優れた技術で仕上げられているかを示すものである。

竹姫は清閑寺大納言熙定の女で、綱吉の養女となり、將軍に愛されて育ったが、婚約者が亡くなるなど不幸が重なったため、祐天上人に帰依したという。

この几帳は幕府御抱え職人による作品で、江戸時代の調度工芸の優品である。



浄光院梵鐘

一口

指定 平成六年三月二十五日

所在地 いわき市小名浜字古湊

所有者 浄光院

江戸時代・延享五年(一七四八)

高さ 一四〇・〇cm、口径 七五・〇cm

この梵鐘は延享五年(一七四八)に、磐城平梅香町の椎名久兵衛国光によって鑄造された。鐘銘により、さきに寛文年間に鑄造された古鐘があり、元禄年間には時鐘として時を知らせていたが、その鐘が破損したので改鑄したことが知られる。鐘には「一折鐘聲 當願衆生 脱三界苦 得見菩提」の願文と、小名浜四カ村の名主と寄進者名に加えて、小名浜代官・竹垣治部右衛門と代官所詰役人の名が刻まれている。延享四年(一七四七)に成立した幕領小名浜代官所の記録は、散逸して残存するものが少ないが、この刻銘はその欠を補うものとして貴重である。

梵鐘の池の間に鑄られた双鉤体の梵字の大きさと端正さは、見るべきものがある。第一区には「(一)字金輪仏」、第二区は「(不動明王)梵(不空成就如来)、第三区は「(阿弥陀如来)、第四区は「(阿閼如来)金剛界大日如来」が陽鑄されている。全体として作行きも良く、当時の工芸水準を示す作品である。江戸期の鑄造銘を有するものとして、市内で最大の梵鐘である。

梵鐘の所在する浄光院は、磐城平藩・内藤家時代の小名浜御殿に隣接しており、この地をしばしば訪れて吟行した内藤露沾が撰んだ「小名浜八景」のひとつ、「虎山の晩鐘」の景勝地として広く知られ、俳句や漢詩にもとり上げられている。

江戸時代には鐘撞き道心もあり、時鐘として連綿と続いてきたその役割は今もお受け継がれており、まさに地域に根ざした存在となっている。



飯野八幡宮神輿

一基

指定 平成六年三月二十五日

所在地 いわき市平字八幡小路

所有者 飯野八幡宮

江戸時代・貞享三年(一六八六)

高さ 一一・一五m

四面台座巾奥行及び巾 一・六m

毎年九月十五日の直前の日曜日には、飯野八幡宮古式大祭の神輿渡御が行われる。拜殿で御霊入れの儀式後、楼門を出て稲荷台子鉦倉神社の境内まで渡御する。

この神輿は、飯野八幡宮の宮大工である平沢儀左衛門清貞が棟梁として、貞享三年(一六八六)六月に制作したことが神輿内部に取められた銘札に記されている。儀左衛門四十五歳の作品で、建物の木割を熟知した技術が各所にみられる。

神輿は藩主内藤義孝の家老松賀伊織と上田主計の兩人によって寄進された。なお、鳳凰は、家臣の近藤左五右衛門が寄進したことが、露盤裏の墨書によって確認出来る。

全体に漆彩色が施され、金剛垣と台輪鳥居が四周を囲み、一間四方の唐戸付八角身舎柱は塗金仕上となっている。軸部は四周に廻縁をめぐらし高欄付腰組斗拱が付き、軒は中の間八枝、脇の間十三枝、地垂木六枝、論治垂木一枝、飛檐垂木四枝を化粧で組む。頭貫木鼻、台輪を組み、斗拱は龍の総彫り尾垂木が組まれる。屋根は斗拱に二軒化粧垂木が組まれ、輪宝金具付照り起屋根に、四注棟化粧に葺手様の飾りが付き、棟中央の露盤に鳳凰が乗っている。台部分は二本の担ぎ棒を竖に貫いて轆として、台隅四周を金具で補強している。



竹林七賢図硯屏

一口

指定 平成十一年四月三十日

所在地 いわき市平字八幡小路

所有者 個人

江戸時代
総高 一五・七cm、左右幅 一九・八cm

衝立風の陶製の小品。桐鳳凰図硯屏(市指定)と規模・作風が相似し、同じ工房で制作された可能性が高い。

腹と背に図像が描かれていて、双方いずれを主面とするかは決し難く、配置される和装仕様に応じて使い分けされたと思われる。一方の面には、俗塵を避け霞たなく竹林境に集會する清談中の長衣をまとった隠士七人が描かれている。他面には、洲浜に浮かぶ巨巖から大振りの枝が伸びる竹葉と梅花が描かれ、袴様の台基の波形と調和し、いわゆる蓬萊図を構成する。

図像の外縁には押木が表現され、隅は木瓜面をなす。左右の側脚は欄干状をなし、帳台を支え、台瓶牙子の様式である。外縁の平坦面には雲気状の唐草紋を入れている。

鉄分を抜いたオフケの灰釉を全面にかけ、色調は青灰色に近いが、紺の着色で部分的に強調している。胎土は乳色の精練された粘土を用い、焼成はよく堅緻である。

江戸時代中期から後期に流行した文人趣味と相まって、書院飾りとして使われたものと考えられる。竹林七賢図は、近世に障屏を飾る題材に頻用され、蓬萊図も同じく、鏡背意匠によく取りあげられている。江戸文化への憧憬とその受容をよく物語る資料である。こうした文藝への指向は、美術工芸への関心を高め、日本各地に窯産業を促がすこととなった。

作者は不詳であるが、磐城焼として伝世し、当時の文人世相を示す作品として貴重である。なお、磐城焼きとは、磐城平藩主・内藤家の御用窯で、延宝年間に内藤義概によって開窯された。



仙女蟠桃図硯屏

一口

指定 平成十一年四月三十日

所在地 いわき市平字八幡小路

所有者 個人

江戸時代

総高 一八cm、左右幅 二一・五cm

陶製の衝立風小品。脚台に衝立が乗る形状を示し、市指定の他の二つの硯屏とは違いが目立つ。

外縁に裾えられる押木らしい部分は見あたらないが、隅木瓜が施され、画面の縁はとくに低く削られ段差がつく。また、他の二口に共通する両面台瓶牙子は腹面のみにつき、背面にはない。さらに、この硯屏には袴腰に筆差しが造出され、主側を強調する。焼成もよく、堅く仕上がり、底面以外にかけられた灰釉は滑沢を呈す。

主面の左右につく側欄状の台瓶牙子は、上幅二・二cm、下幅五cm、正面厚二・五cm内外を測り、主面からみると急な階段状をなすが、側面に廻れば、その段は靈芝雲氣紋の涌き立つ姿と考えられる。脚台下端の側面には、箱入れ用の紐掛けが施されている。主面前段に設けられた筆差しは横幅一三・三cm、高さ六・九cm、厚み二・二cmで、底面はなく、木瓜状に化粧取りされている。筆差しの四孔は直径約一・五cm内外で横に並ぶ。

主面の画は浮彫が浅く判然としない。山の尾根で狩をするかのよう、一人は矢筒を背負い短弓を曳く。一人は刀らしきものをかざして走り、一人は長槍を突き出して構え、小動物を追う場面かと思われるが画題は不明である。背面には老樹の巨株に腰を据える仙女(西王母)に蟠桃を捧げる侍女の姿が見える。不老長寿を願う情景である。

浅い彫塑はいかにも地方造りらしく、稚拙感は拭えないが、資料の少ない磐城焼の作品として伝世された価値は高い。



桐鳳凰図硯屏

一口

指定 平成十一年四月三十日

所在地 いわき市平字一丁目

所有者 個人

江戸時代
総高 一七・二cm、左右幅 一九・一cm

陶製の衝立風小品。竹林七賢図硯屏(市指定)とは作風が近似する。

木瓜隅の押木が外縁につき「几帳面」の語源が示すように、その面には双筋の浅い細線を配す。さらに押木の左右両側には、やや太目の凹溝が垂直に引かれ、上縁面には、新芽と若葉の唐草文が浅く陽彫されている。左右側面より延びる台瓶牙子は表裏対称をなし、帳台に安定感を与え、波頭形の曲体の中央付近には猪ノ目の透かしを穿つ。

主面中央に上下約一〇・一cm、左右約一三・一cmの大きな心葉形の窓内に、尾羽をなびかせ両翼を広げた鳳凰と蔓茎に生える桐葉をたくみに配した意匠が透彫されている。地紋は繁菱格子内に唐菱を埋めている。折上様の袴にも浅彫りの青海波文がつく。この主面の裏面は透彫りであるから、類似形の意匠にならざるを得ないのに対し、あらたに鳳凰の腹軀と脚を表わす工夫をこらしているのは心にくい。地紋は雲芝雲で埋めつくし、袴は海賦紋を描く。灰釉がかけられ、主文には紺を加彩する。連続地紋や中国伝来の桐と瑞鳥の構図は、磐城焼の秀作と評価してよい。

磐城焼は、延宝二年(一六七四)六月の『万覚書』や、貞享二年(一六八五)に没した内藤風虎のかたみわけの品として、磐城焼の茶人れなどの記述があることから、一六〇〇年代の後半には操業されていたらしい。享保年間の作と推定される平城下古地図(市指定)にも、「せとものや」の記載がある。



山水鈕銅印

三顆

指定 平成十一年四月三十日

所在地 いわき市平字一丁目

所有者 個人

江戸時代

① 磐城侍従

陰刻 縦四・五 cm、横四・五 cm、高さ八・七 cm

② 柔不茹剛不吐

陽刻 縦四・八 cm、横二・七 cm、高さ九・四 cm

③ 藤原信正字君行

陰刻 縦四・三 cm、横四・四 cm、高さ九・四 cm

この銅印は、磐城平藩主・安藤信正所用のものと伝えられる。三顆の印面は右のとおりである。

三顆の鈕にはいずれも、屹立する奇岩に生える松樹、岩根を流れる川、橋上に杖を曳きたたずむ人物など、山水の景が刻まれており、工芸的にも見るべきものがある。

銅印の製造年代は、信睦(信行)が信正と諱を改めた文久二年(一八六二)以降で、さらに鶴翁を称する慶応四年(一八六八)以前のことと推定される。

印面の①からは、万延元年(一八六〇)に老中職に就いた信正が侍従に任ぜられたこと、③からは信正と改めた後の字を君行と言ったことなどがわかる。地元に残る安藤信正に関わる歴史資料としての価値も大きい。

さらに、②は中国の詩の一節で、出典は「詩経」の大雅部、蕩の什、蒸民の章である。周の時代、宣王に仕えた賢相・仲山甫が至正公平の人であったことを述べた部分で、その箇所から句を引いて信正の人となりを強調しようとしていることが知られる。

人亦有言、柔則茹之、剛則吐之。(ひとまたはいえるあり、じゅうなるはすなわちこれをくらい、ごうなるはすなわちこれをはく)

維仲山甫、柔亦不茹、剛亦不吐。(これちゅうざんぽは、じゅうもまたくらず、ごうもまたはかず)

不侮矜寡、不畏強禦。(かつかをあとらず、きょうぎよをおそれず)



絹谷諏訪神社の祭礼幕

一幅

指定 平成十二年四月二十八日

所在地 いわき市平絹谷字諏訪作

所有者 絹谷諏訪神社

江戸時代・天保二年(一八三二)

縦 二八二・五cm、横 一、一三九・〇cm

この幕は現在、諏訪神社の祭礼幕として使用されているため、「絹谷諏訪神社の祭礼幕」と称しているが、地元の古老達の伝承によると、絹谷村(平絹谷)の若者組(青年会)が主催して奉納する獅子舞や地芝居、磐城七祭の一つである龍立(りゅうだて)などで使用していた長大な幕である。現在では獅子舞の時に、楽屋と踊り場の仕切りとして使用されている。

図柄は地元産と思われる手織木綿の生地、やや中央左寄りに富士山と巨大な猪に跨がる武士、右には多くの家臣に警護された武将が馬に乗り、草原の至る所に多くの動物が右往左往している様子が描かれている。構図は古来からの画題として有名な源頼朝の富士の巻狩で、家臣の仁田四郎忠常(一一六七―一二〇三)が、主君頼朝に襲いかかるうとする大猪を仕留めようとする情景である。

幕の左に年号を、右に所有者と染物師の名前が記されているが、この銘により天保二年(一八三二)七月に絹谷村の若者連が下泉崎村(平泉崎)の染物師である仁左衛門(?・一八五九)に依頼して制作したことが知られる。染物師の仁左衛門は松本姓で、代々染物を業として多くの職人を雇い手広く行っていた家の当主名である。友禅染の技法を用いた秀逸な作品であり、地元染師の技量の確かさを見ることができ、構図は江戸時代において様式化したもので、決して斬新なものではないが、これほどの大作は市内では赤井に例がある程度で数は少なく、年号の分かるものでは最古のものである。



猿田彦面 一面

指定 平成十八年四月二十八日

所在地 いわき市平中神谷字立鉾

所有者 立鉾鹿島神社

江戸時代・享保七年(一七三二)

高さ 二〇・八cm、幅 一四・二cm

桐の一材で鼻先を除くすべてを彫り出し、表面には漆を塗って仕上げる。両耳中央に小孔があり、紐を通すようにする。面部は朱漆を塗り、眉を墨彩とし、白眼は漆箔とする。丁寧な仕上げをみせており、正統的な面打師によってつくられたと考えられる。眉を寄せ、大きな口を一文字に閉じ、両眼を見開いた魁偉な容貌を破綻なく造形化している。顔の皺などの彫出に定型的なところが見られる。

立鉾鹿島神社では、神輿渡御の際にこの面を使用するといいい、「古事記」での猿田彦の先導者としての性格を踏襲したものであろう。

面内側刻銘により、享保七年(一七三二)に内藤政栄により奉納されたことがわかる。中神谷出羽神社の猿田彦面も内藤政栄の奉納で、作者は出目洞水満矩といわれており、この面も同人の作と思われる。



猿田彦面

一面

指定 平成二十三年十月二十日

所在地 いわき市平字八幡小路

所有者 飯野八幡宮

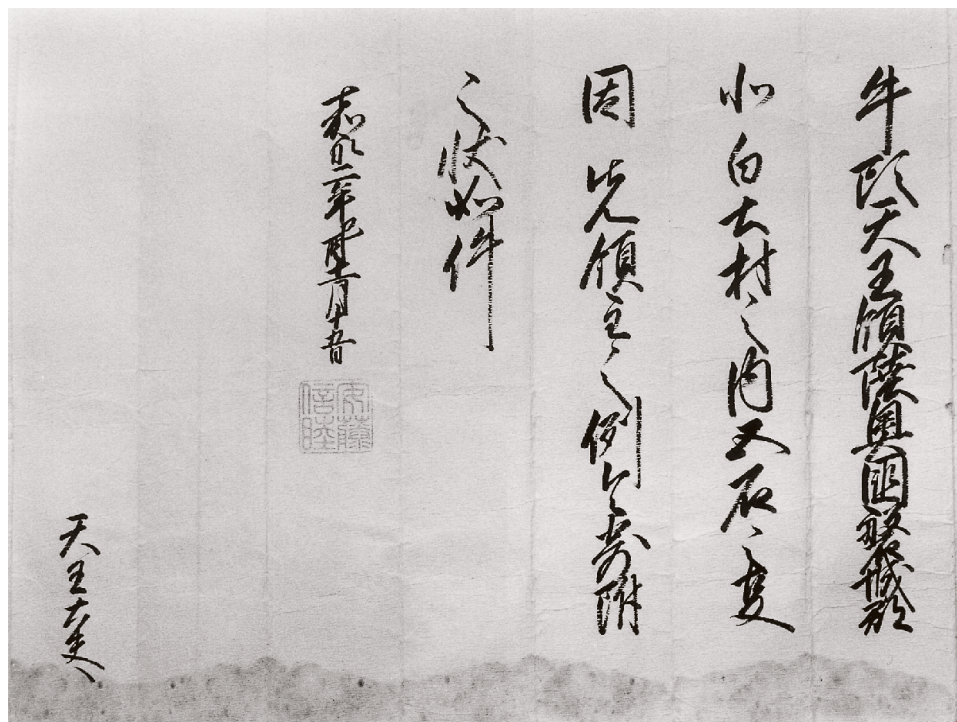
江戸時代・元禄十年(一六九七)

高さ 一三・五cm、幅 一五・〇cm

鼻高く、両眼を見開き口を一文字に閉じる、忿怒形である。面部を一材で彫出し、内部を刳る。両瞳、両鼻孔、両耳孔は貫通する。鼻先は一材で彫出し、鼻の面に角柄差しとする。両耳孔に紐を通す。面部朱漆塗、眉黒漆塗、白眼漆箔。面内側刻銘により、元禄十年(一六九七)に内藤政栄(露沾)により寄進されたことがわかる。この年は政栄の後厄の年にあたり、またその日付は「正月吉日」とあることから、この面は、政栄の厄除け祈願のため飯野八幡宮に寄進された可能性が高い。

同じく政栄により寄進された立錫鹿島神社の猿田彦面と比べると、この面の方が二十五年古い。皺の彫出など両者では異なり、おそらく作者は別であろう。この面には肉の盛り上がりにより量感があり、写实的表現がみられる。

いわき市に伝来する猿田彦面では古い部類に属し、来歴も明確で、歴史、工芸資料としての価値は高い。



安藤家累代の寄進状

五通

指定 昭和四十三年十二月二十七日

所在地 いわき市常磐藤原町手這地内

(いわき市考古資料館内)

所有者 いわき市

江戸時代・明和二年(一七六五)～嘉永二年(一八四九)

この寄進状を賜わった牛頭天王社神主の山部天王大夫は、岩城家が磐城を支配していた時代より、御子大夫や好間大夫現在の好間の熊野神社宮司吉田家の祖)らとともに、領内で大浄神楽を行うことをまかされていた。

この功績により牛頭天王大夫は、岩城家・鳥居家時代は判物を、内藤家・井上家・安藤家時代には代々の領主より判物とともに、牛頭天王領(現在の平字揚土の八坂神社)として、北白土村平北白土に五石の寄進(黒印地)をうけていた。

現在、山部天王大夫の子孫である山部家には、岩城貞隆・鳥居忠政らを始め、内藤家・井上家・安藤家代々の寄進状の判物が揃って現存するが、指定文化財となっているものは次の安藤家のものである。

安藤信明寄進状 明和二年(一七六五)

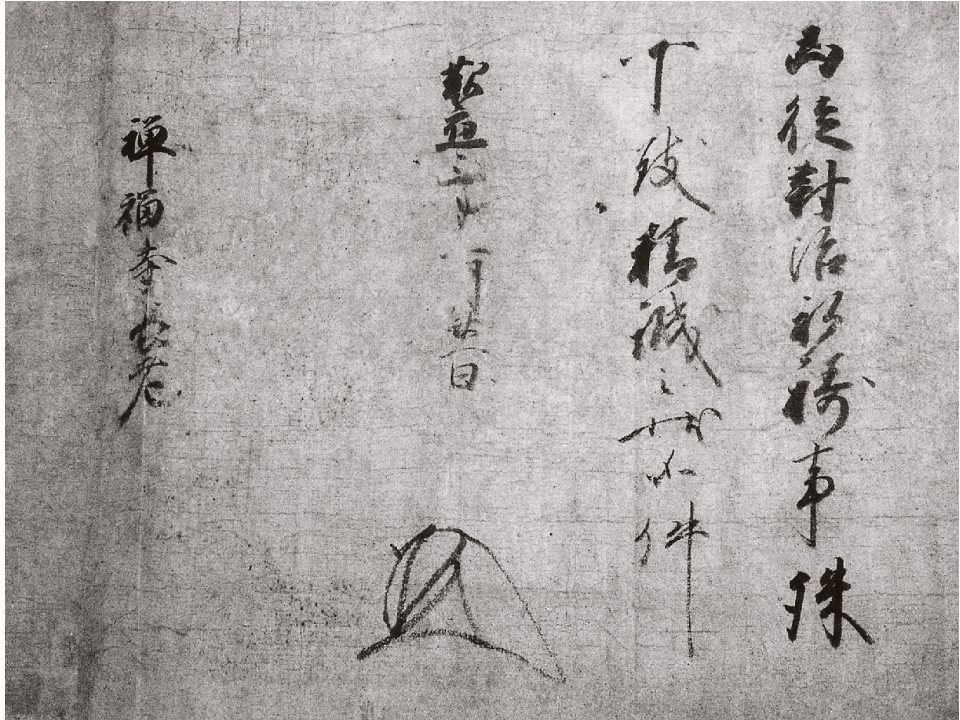
安藤信馨寄進状 文化八年(二八一二)

安藤信義寄進状 文化十年(二八一三)

安藤信由寄進状 天保四年(二八三三)

安藤信睦寄進状 嘉永二年(一八四九)

なお、牛頭天王社は磐城平城築城の際に社地が城内になってしまったため、元禄元年(二六八八)現在地に再建された。



禅福寺文書

三通

指定 昭和五十二年五月四日

所在地 いわき市小名浜野田字八合

所有者 禅福寺

南北朝時代・観応三年(一三五二)～貞治四年(一三六五)

縦 三〇cm、横 三五・八cm～四六・五cm

禅福寺は臨済宗に属する寺院で、鎌倉の建長寺第八世・痴鈍空性が永仁三年(一二九五)に開山した寺院である。痴鈍は、建長寺を開山した大覚禅師の法嗣で、当山で正安三年(一三〇二)に没し、寺内に葬られた。

禅福寺文書は、足利尊氏御教書・斯波直持施行状・舜秀証状の三通を、一卷に卷子装としたものである。

足利尊氏御教書は、足利將軍が、敵対する者に対して勝利を得るように祈禱したことに対する礼状で、斯波直持施行状は、前記の祈禱により領地を賜わり、その地の税金を免除することが記されたものである。舜秀証状は、前記二通の書状を受けて舜秀岩城地方の豪族が、「禅福寺領田在家の国衛正税に対する譴責(督促)の使いを止むべし」と知らせたものである。

足利尊氏御教書

凶徒對治祈禱事、殊可致精誠之状、如件、

観応三年一月廿一日(花押)(尊氏)

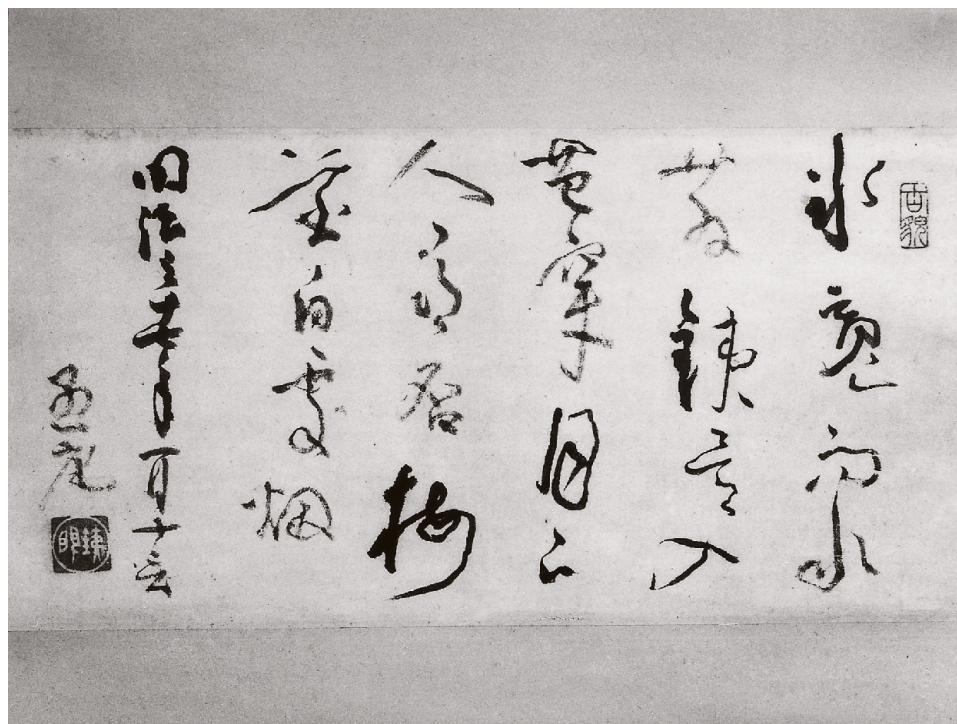
禅福寺長老

斯波直持施行状

当寺領陸奥岩崎郡野田村内田在家等 御公事課役事為御祈禱所々被免許也 可被存知之状 如件

康安元年九月卅日左京権大夫(花押)

禅福寺長老



天田愚庵の遺稿

一幅

指定 昭和五十四年十一月十七日

所在地 いわき市常磐湯本町三箇

所有者 個人

明治三十七年(一九〇四)
縦 一八cm、横 三七cm

愚庵は安政元年(一八五四)に、磐城平藩士・甘田太夫の五男として平城下に生まれた。幼名を久五郎、のちに天田五郎と改めた。慶応四年(一八六八)十五歳のとき戊辰の役に出陣中、父母妹が行方不明となり、以後、その所在を尋ねて二〇年全国を遍歴した。その間、山岡鉄舟の知遇を受け、一時、清水の次郎長の養子となった。明治二十年、適水禪師に依って得度し、鉄眼と号した。その後、京都清水の産寧坂に庵を結んで愚庵を名乗った。漢詩・書のほか万葉調の和歌を能くし、正岡子規に大きな影響をあたえた。著書に『東海遊俠伝』(明治十七年刊)『順礼日記』(同二十七年刊)があり、没後に『愚庵遺稿』(同三十七年刊)、『愚庵全集』(昭和三年刊・同九年刊)がある。明治三十七年(一九〇四)一月十七日、京都伏見桃山の庵にて五十一歳で没した。この書は、死の五日前に書かれた遺稿である。遺稿とは、禅僧が臨終にあたって書き遺した辞世のことばであり、そこには死に臨んでの悟りの境地や感想が端的に示されている。愚庵の遺稿は、このほかに同文のものが京都大学に現存する。

氷塊向水散 氷塊水に向かって散じ

鉄骨入苔穿 鉄骨苔に入りて穿つ

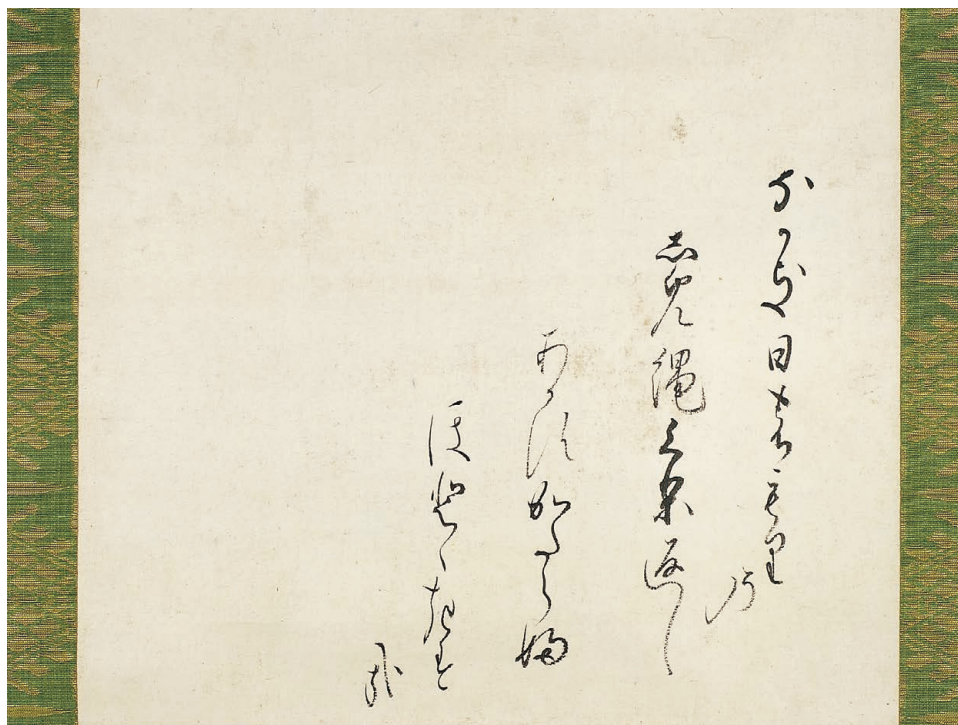
月下人尋否 月下人尋ぬるや否や

梅花白處烟 梅花白き處に烟る

明治三十七年一月十三日

愚庵

眼鏡



紙本墨書後西天皇宸翰御懷紙

幅

指定 昭和五十八年八月二十五日

所在地 いわき市鹿島町御代字寺ノ入

所有者 光西寺

江戸時代・延宝二年（一六七四）

縦 三三 cm、横 二七 cm

光西寺に伝わる後西天皇宸翰御懷紙には、つぎの和歌がしたためられている。

なかき日のもりのしめ縄くり返し

あかすかたらふほととぎす哉

これを収める桐箱の蓋裏には、

後西院

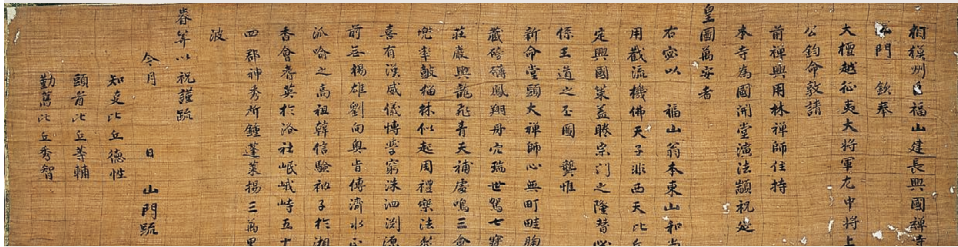
新院様御震筆 延宝二歳暮秋廿八日

從常修院樣拜受

と記されており、延宝二年（一六七四）九月二十八日に常修院より拝受したという伝来が明らかである。当時は靈元天皇の時代で、院御所には後水尾法皇と明正・後西の二上皇がいたので、新しく上皇となった後西上皇を新院様と称した。懐紙の和歌は年代から推定して、後西天皇三〇歳の筆跡と思われる。

後西天皇は第一一一代の天皇で、後水尾天皇の第七皇子である。承応三年（一六五四）兄の後光明天皇崩御のあと天皇となり、寛文三年（一六六三）靈元天皇に譲位し、以後、院政を行った。和歌・連歌に長じ、歌集『後西院御集』には、承応元年（一六五二）から天和元年（一六八二）ごろまでの約九〇〇首を収める。別称を水日集・縁洞集という。書風は、父後水尾天皇の影響をうけて能筆であった。貞享二年（一六八五）四十九歳で崩御した。

また、常修院様とは、後陽成天皇の第十六皇子で後水尾天皇の弟君にあたる、常修院宮慈胤法親王のことである。天台座主を三度つとめ、大原三千院の第四十三代門跡となった。梶井宮ともいう。茶道・華道に通じ能書家であった。



絹本用林頭材建長寺山門疏

指定 平成二年三月二十七日

所在地 いわき市小名浜林城字大門

所有者 禅長寺

縦 三五・四cm、横 一三三cm

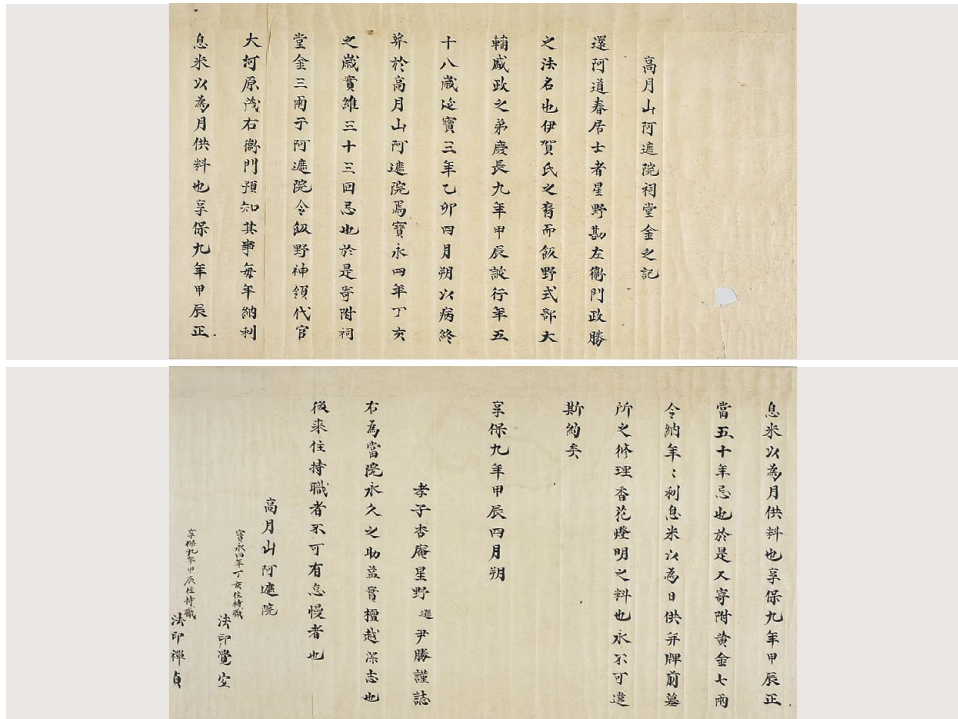
室町時代

用林頭材は、磐崎郡金成村(小名浜金成)を本領とした岡本氏の出身で、禅長寺に入った後、鎌倉五山の建長寺一七三世の住職となった人物である。

享禄元年(一五二八)に足利義晴から頭材宛に出された建長寺住職任命の公帖によって、この「山門疏」の成立年を知ることができる。

「疏」とは、禅宗では下から上へ出す文書を言う。「山門疏」は、住職が新たに任命された赴任先の寺院によって新命を拝請するために書かれるもので、最後の句には天皇の聖寿を祝い、国家の安寧を祈る意味の語を用いる。差出人の署名は、知事比丘・頭首比丘・勤旧比丘の三者である。縦横に墨野のある特定の料紙に、闕字・平出・擡頭などの法則を厳重に守って楷書される文書で、寺の書記がこれを作成するのが原則であった。「疏」の構成は、蒙頭・八字称・過句・襲句・結句の五部分より成り、その中に新命者について何を各部で表現すべきかが定められている。文体は四六駢儷体と呼ばれ、四字句、六字句を基調として対句を用い、音調をととのえ、故事を盛り込み美辞麗句を用いることが特徴とされている。

享禄元年閏九月に足利義晴の公帖をうけた頭材は、関東十刹の禅興寺から建長寺の住職となった。入院の式に当たり、建長寺方丈で寺からの招聘状ともいべき山門疏が、軸に表装され前堂首座によつて読み上げられた。頭材の建長寺退引後、その転出にともなつて「山門疏」は禅長寺にもたらされたものである。



高月山阿遮院祠堂金之記

一巻

指定 平成七年四月二十八日

所在地 いわき市四倉町薬王寺字塙

所有者 薬王寺

江戸時代・享保九年(一七二四)

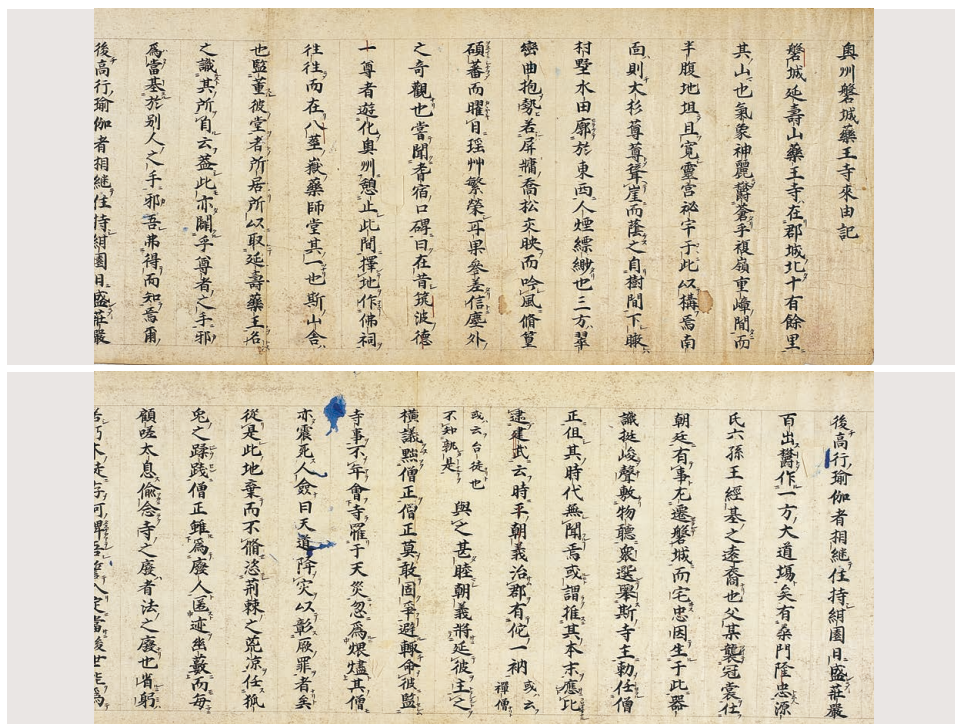
縦 三四cm、横 一五〇cm

飯野八幡宮神主・飯野式部大輔盛政の弟、星野勘左衛門政勝が延宝三年(一六七五)に没し、飯野家の菩提寺阿遮院(天正八年(一五八〇)薬王寺七世・宥堅の開山)に葬られた。宝永四年(一七〇七)の三十三回忌に金三両が寄進され、神領の代官・大河原茂右衛門に預けられ、毎年その利息米が供養料に充てられた。更に、五十回忌に当たる享保九年(一七二四)には、星野政勝の子息・杏庵尹勝(江戸の町医者で、新井白石の友人)が金七両を寄進し、その利息米を日々の供養料、墓所の修理及び香花灯明料にするという尹勝の志を記したものが「高月山阿遮院祠堂金之記」である。

祠堂金とは永く祖先の霊を供養するために、祠堂修復の名目で寺に寄進する金のことである。

これを書写したのは、江戸時代中期の書家として代表的な佐々木文山(一六五九―一七三五)である。文山は、磐城平藩主・内藤政樹に召抱えられていた能書家であった。その作品には、扁額では長谷寺の「慈光殿」、絵巻では「紙本著色黒石大明神縁起絵巻」(市指定)など数点の作品が現存している。その中で、この「高月山阿遮院祠堂金之記」は、特に代表的傑作とみられる。唐様や朝鮮系の書風がよくあらわれ、得意の楷書で一字一字正確に記された、文山晩年期の作品である。

文山は江戸に生まれ、名は襲・淵竜。文山はその字である。墨花堂と号し、通称百助、一時高松藩に仕えた。広く寺社の扁額を書き、門弟が多く、榎本其角や紀伊国屋文左衛門らとも交遊し、逸話が多い人物である。



奥州磐城葉王寺来由記

一卷

指定 平成七年四月二十八日

所在地 いわき市四倉町葉王寺字塙

所有者 葉王寺

江戸時代

縦 二九・三cm、横 六二・七・〇cm

「奥州磐城葉王寺来由記」は、真言宗智山派に属する葉王寺の寺史を主とし、更に寺史を記した禅海(一六三八〜一七〇九)の伝記等を加えたものである。

奥書によると、同寺の十九世住職であった禅海が隠退するにあたり、貞享四年(一六八七)八月に葉王寺の由来を詳細に記したものである。

筑波の徳一が奥州布教のおり、八茎嶽に葉師堂を建立したことに始まり、建武の頃には勅任の僧正が在任する寺であったこと、しかし平朝義のため僧正が追放されてからは、しだいに衰えてしまったこと、その寺を再建したのが僧正の生まれかわりとして誕生した岩城隆忠であることなど、伝承されている下神谷の花園山の一鉄塚にまつわる話を交えて、十八代二四〇年にわたる歴史ある真言の根本道場であることを述べている。

元禄五年(一六九二)三月、禅海の門弟であった仙台大崎八幡神社の別当龍宝寺の二十二世実養は禅海の伝記をつくった。さらに禅海も遺偈をつくり、みずからの葬儀の作法をも書き残した。禅海は、隠退後は白水の遍照光院に住んで入寂した。その後継者である禅悦が、宝永六年(一七〇九)秋、師をしのび、禅海があらわした「葉王寺来由記」などをまとめて一卷としたものである。

禅海が能筆家であったことは、専称寺に伝わる「無量寿経」で知られるが、禅悦も師に優るともおとらぬ能筆家であり、当時の僧侶達の書の力量を知る上で貴重である。